

第8期古賀市介護保険運営協議会（令和4年度第4回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和5年3月22日（水）19時00分から19時45分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 203・204会議室
3. 出席委員 堤啓 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、山下春浩 委員、多田祐二 委員
穴井めぐみ 委員、河村正彦 委員、阿部友子 委員
永沼八重 委員、藤洋介 委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴者 あり
6. 報告・議事
 - （1）介護保険事業所の指定（更新）について
 - （2）令和4年度地域包括支援センターの事業評価について
 - （3）令和5年度介護保険運営協議会スケジュールについて
7. 資料
 - 【資料1】介護保険事業所の指定（更新）及び運営指導等の実施状況について
 - 【資料2】令和4年地域包括支援センターの事業評価について
 - 【資料3】令和5年度介護保険運営協議会スケジュールについて

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	
会長の指名する出席委員	

9. 会議内容

(1) 介護保険事業所の指定（更新）について 資料 1

事務局より、介護保険事業所の指定（更新）について説明。

【質疑】

○ 廃止した事業所について、どのような特徴等があったか。

⇒ 廃止理由としては、人員不足というものが主な理由であった。

介護人材不足については全国的な課題であり、古賀市としても大きな課題であると認識しており、対策として、現在事業所に勤務している方の離職防止の一環として、令和4年度集団指導において、メンタルヘルスやアンガーマネジメント研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催ができなかった。

生活支援ヘルパー養成講座について、令和4年度17名（全員古賀市民）の方が受講し、把握をしている限りでは就労に繋がった方も1人おり、担い手を増やすという観点から、有効な講座であると考えている。

○ 指定や更新をする際の基準や評価方法について、どのように評価しているのか。

⇒ 介護保険法における人員基準や設備基準等により、当該基準を満たしているかを踏まえ判断している。

○ 居宅介護支援事業所の廃止理由を伺いたい。

⇒ 職員の体調不良により事業継続が難しいということだった。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、運営法人の変更による廃止及び新規指定ということだが、法人間による関連性はあったのか。

⇒ 事業譲渡（特別養護老人ホームの経営）により、廃止及び新規指定という手続きとなったが、従業員については変わらず、今まで通りの運営を引き続き行っているという認識している。

(2) 令和4年度地域包括支援センターの事業評価について 資料 2-1、2-2

事務局より、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について説明。

【質疑】

○ 圏域型地域包括支援センター（3箇所）を設置したことにより、どのような効果があったか。

⇒ 地域包括支援センターの大きな目的であった身近な場所に窓口を設置し、相談体制を強化するために、圏域型地域包括支援センター（3箇所）を設置した。相談件数は見込値を大幅に上回っており、また、相談内容も複雑なものもあり、関係機関と連携をして課題解決に繋がっている状況で、効果はあったと考えている。

○ 資料 2-2「第 1 地域包括支援センターと全国平均（センター）との比較」について、3 事業連携（社会保障充実分事業）の評価が低く、取組が不十分であった内容について記載があるが、説明いただきたい。

⇒ この評価を実施した令和 4 年 6 月の時点では、在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談ができていないという評価であったが、現在は、相談し、医療機関と密に連携をとって取り組んでいることから、次年度は評価が上がるのではないかと考えている。

○ 資料 2-2 について、各地域包括支援センターを比較すると、例えば、3 事業間連携（社会保障充実分事業）の項目で見ると、地域差が大きくなっているが、何か原因もしくはどのように分析しているのか。

⇒ この評価については、各圏域地域包括支援センターにおいて評価を実施しており、厳しく評価をしているところもある。評価方法によるバラつきはあると考えているが、評価が低いから、全く取り組んでいないという訳ではない。評価に関しては定例会で共有し、適正な運営ができるように取り組んでいきたいと考えている。

(3) 令和 5 年度介護保険運営協議会スケジュールについて 資料 3

事務局より、令和 5 年度介護保険運営協議会スケジュールについて説明。

【質疑】

○ 介護保険法の改正により、古賀市もそれに基づき実施することになるのか。

⇒ 例年のスケジュールでいくと、夏頃には国から基本方針が出る予定で、また、説明会も開催されることを想定しており、そこで示された国の情報を確認し、市にどれくらいの裁量があるのか等も踏まえて、整理をしながら、計画に落とし込んでいくということになる。

(4) その他

・議事録について

署名については堤会長と藤委員にお願いする。

・次回開催日程について

令和 5 年度第 1 回を 5 月 24 日（水）に開催予定。